

## 令和5年度夕張市の地方債許可（第1次分）について

令和5年8月  
自治財政局財務調査課

### 1 財政再生団体の起債許可

財政再生団体である夕張市が地方債の起債をする場合は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）第13条第1項の規定に基づき、総務大臣が許可をする。

### 2 令和5年度夕張市地方債許可申請額

（単位：千円）

事業区分	申請額	資金区分
臨時財政対策債	18,930	地方公共団体金融機構
合計	18,930	

### 3 対応案

(1) 健全化法第13条第2項において、財政再生計画につき総務大臣の同意を得ている財政再生団体についての許可は、当該財政再生計画に定める各年度ごとの歳入に関する計画その他の地方債に関連する事項及び当該財政再生計画の実施状況を勘案して行うものとされており、毎年度9月に報告・公表される実施状況を勘案して許可を行うため、原則として2次分での許可手続きとなるが、臨時財政対策債については、交付税の代替措置としての性格に鑑み、例外的に1次分で許可手続きを行っている。

(2) 令和5年度地方債同意等基準において、財政再生計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている財政再生団体については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって許可を行うものとされている。

財政再生計画については、現段階において、再生振替特例債の償還が着実に進んでいるとともに、健全化判断比率も順調に推移しており、着実に実施されている。

このことに関し、本申請について、許可基準に照らし審査した結果、基準を満たしているものと認められる。

(3) (1)及び(2)より、夕張市の申請について許可することとしたい。

### 4 許可通知日

令和5年8月10日（木）予定